# 令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムの採択について

- 1. 事業の概要 別紙1のとおり
- 2. 予算額 51. 746千円
- 3. 採択件数等
  - •採択件数 20件
  - ・採択団体 別紙2のとおり
- 4. 採択団体に派遣するアドバイザー
  - ・34名 別紙3のとおり
- 5. 審査

外部有識者による「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解 消推進事業企画・評価会議の審査を経て文化庁が決定。(委員名簿は別紙 4)

<担当> 文化庁国語課 地域日本語教育推進室 日本語教育推進係

電話: 03-5253-4111 (代表) (内線 4845)

#### 令和4年度 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 〜地域日本語教育スタートアッププログラム〜 概要

#### 1. 目的

本プログラムは、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域(以下、「空白地域」という。)となっている市区町村(政令指定都市の区を含む、以下同じ)に対し、地域日本語教育の専門家の派遣や、コーディネーター等に係る経費を支援することにより日本語教室の設置に向けた取組を推進し、もって各地に日本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

#### 2. 内容

本プログラムでは、空白地域となっている市区町村が日本語教室を設置・開設することを目的とした取組を行う団体を募集します。採択となった団体には、以下のいずれかの支援を行います。

- (1)講演等に対する有識者の派遣
- (本事業に採択されたことがない団体のみ応募可。活用は1年間のみ。)
- ○日本語教室立ち上げに向けた講師派遣に関する支援
- (2)地域日本語教育アドバイザーのみの派遣 (新規応募団体1年間のみ応募可)
- ○地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援
- (3)地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援 (新規応募団体:最長3年間、継続団体:過去に活用した年度も含め3年間)
- ○地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣に対する支援
- ○日本語教室の開設に向けて活動するコーディネーターに対する支援
- ○日本語教室で指導を行う者(以下、指導者)、日本語学習支援者を養成するための講師(以下、講師)及び地域固有の事情に応じた教材を作成する者(以下教材作成者)に対する 支援
- (4)【特例措置】地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援の期間 延長
  - (応募要件に該当する令和元年度からの事業実施団体(4年目団体)のみ1年間応募可)
- ○支援内容は(3)と同じ

#### 3. 支援経費

- ○有識者の派遣に係る経費
- 【上限】文化庁が指定した有識者派遣経費額
- ○アドバイザーの派遣に係る経費
- 【上限】文化庁が指定したアドバイザー経費額
- ○アドバイザーの受入に係る消耗品等経費及び感染症予防経費
- 【上限】感染症予防経費2万円・その他経費5万円(消耗品費、雑役務費、通信運搬費、借損料(会場借料は不可))
- ○アドバイザーの派遣に係る経費
- 【上限】文化庁が指定したアドバイザー経費額
- ○日本語教室立ち上げ等に係る経費
- 【上限】1年目 100万円、2年目 150万円、3年目 150万円
- (※) 4年目 150万円
- ○日本語教室の運営に係る一部経費
- 【上限】感染症予防経費2万円 その他経費5万円(消耗品費、雑役務費、通信運搬費、借損料(会場借料は不可))

#### 4. 支援対象

日本語教室が設置されていない市区町村を対象とする取組を提案する次のいずれかの 機関・団体

- (1) 市区町村
- (2) 市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会
- (3)以下の要件に該当する団体

地域における国際交流、多文化共生、日本語教育、外国人支援、地域活性、社会教育、福祉等の実施を目的とした事業を行い、次の①~③のいずれかに該当する団体は、(1)(2)に準ずるとみなし、本プログラムにおける市区町村との連携を条件として応募できることとします。

- ① 市区町村が設立したもの
- ② 市区町村が事務局を務めているもの
- ③ 市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体
- ※市区町村((3)の要件に該当する団体含む)の場合は、自身や自団体が所在する市区町村における取組とします。
- ※当該地域に日本語教室があるものの、近い将来解散する予定がある等の理由がある場合は応募することができます。ただし、その場合は、提案書にその旨を記入いただき、その事情も含め、空白地域に準ずるかという観点で確認します。

なお、「④【特例措置】地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援の 期間延長」を希望する団体については、上記の応募要件に加えて、以下の2つの要件を満 たすこととする。

- ・令和3年度事業における3年目団体で、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響により、著しく事業が遅延し、3年間で日本語教室の自立に至る見込がない団体。
- ・3年間の内に「日本語教室の試行」までは進んでおり、残り1年以内に自立まで進むことができる団体。

# 「生活者としての外国人」のための日本語教室

## 空白地域解消推進事業

令和4年度予算額 (前年度予算額

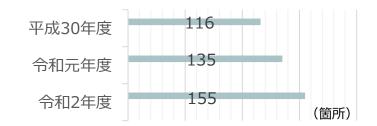
132百万円 152百万円)



#### 背景·課題

日本語教室が開催されていない市区町村(以下、空白地域)は1,133である(令和2年11月現 在)。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である 市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するため の支援が必要である。

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移: (出典)文化庁日本語教育実態調査(平成30年度~令和2年度)



#### 事業内容

空白地域在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

- 1. 地域日本語教育スタートアッププログラム
- 《令和3年度採択実績》件数:20件(継続12件(2年目5件、3年目7件)、新規8件)
- ・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

件数: 30件(継続13件、新規17件)

単価:約170万円/件 (オンライン対応経費等を追加)

- 2. 空白地域解消推進セミナー(1開催)、研究協議会(空白地域が多い都道府県2開催)の開催
- 3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ)】
- ・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材(ICT教材)を開発・提供。 (生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等。)
- ・14言語対応。(日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピノ語、ネパー ル語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語)
- ・地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、 「日本語教育の参照枠 |を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、日本語学習教材の充実を図る。

【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】

#### アドバイザー派遣の支援

○地域日本語教育 プログラムの開発

- ○施策立案への助言
- ○関係機関との調整

指導者養成プログ ラムの開発、実施 に対する支援

カリキュラム・教材 の開発に対する支

教室運営の安定 化に向けた支援

専門家チームに よる3年サポート

#### 地方公共団体による取組

日本語教育を 行う人材の育成 / 開設(試行)

日本語教室の

日本語教室 の運営

#### 日本語教室の開設・安定化に向けた支援

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材 養成、教材作成等に係る経費を支援

#### アウトプット (活動目標)

- 市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による 実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的 提供

#### アウトカム(成果目標)

- ・市区町村における日本語教室の新規開設 及び日本語教室の開設困難地域については、 ICT教材の活用により、空白地域に在住する 外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定 した日本語教室の開設が普及すること。

#### インパクト(国民・社会への影響)

- ・地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国 人住民が日本語を習得することにより、近隣住民と のコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少 なくなる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画すること が増え、外国人の受入れが円滑になる。
- ・外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効 果により地域が活性化する。

### 令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラム 採択団体

番号	年数	都道府県	市区町村・団体名	代表者職名	代表者氏名
1	4年目	佐賀県	みやき町	町長	岡 毅
2	4年目	佐賀県	神埼市	市長	松本 茂幸
3	4年目	熊本県	八代市	市長	中村 博生
4	4年目	宮崎県	小林市	市長	宮原 義久
5	3年目	北海道	恵庭市	市長	原田 裕
6	3年目	香川県	宇多津町	町長	谷川 俊博
7	3年目	福岡県	広川町	町長	渡邉 元喜
8	3年目	佐賀県	伊万里市	市長	深浦 弘信
9	2年目	北海道	倶知安町	町長	文字 一志
10	2年目	北海道	一般社団法人 滝川国際交流協会	会長	水口 典一
11	2年目	山形県	特定非営利活動法人 芸術文化振興市民ネット新庄	理事長	涌井 正和
12	2年目	石川県	川北町教育委員会	教育長	西田 誠一
13	2年目	香川県	小豆島町	町長	松本 篤
14	2年目	福岡県	須恵町	町長	平松 秀一
15	2年目	佐賀県	吉野ヶ里町	町長	伊東 健吾
16	1年目	北海道	石狩市	市長	加藤 龍幸
17	1年目	長野県	箕輪町	町長	白鳥 政徳
18	1年目	静岡県	長泉町	町長	池田 修
19	1年目	奈良県	吉野町	町長	中井 章太
20	1年目	佐賀県	佐賀市	市長	坂井 英隆

#### 令和4年度 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラム

### 地域日本語教育アドバイザー リスト

(敬称略・五十音順)

- 1. 阿部 仁美(あべ ひとみ)
  - 一般社団法人北海道日本語センター 理事

北海道大学 非常勤講師

<専門分野>

日本語教育、日本語教室の立ち上げ、日本語教師・日本語学習支援者の 育成、「やさしい日本語」の普及



- 2. 池田 誠(いけだ まこと)
  - 一般財団法人北海道国際交流センター (HIF) 専務理事/事務局長 <専門分野>

地域における外国人材との共生と多様性の推進・日本語教育



3. 石津 みなと(いしづ みなと)

公益財団法人石川県国際交流協会 · 日本語専任講師 〈専門分野〉

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、 外国につながる子供支援、日本語教師の育成



4. 磯村 美保子(いそむら みほこ)

名古屋 YWCA 学院日本語学校 校長

<専門分野>

地域における日本語教育、留学生、子供に対する日本語教育、 日本語教師の育成



5. 伊東 祐郎 (いとう すけろう)

国際教養大学専門職大学院日本語教育実践領域 代表

- 元 文化審議会国語分科会 会長
- 元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員
- 元 公益社団法人日本語教育学会 会長

<専門分野>

留学生、年少者、生活者に対する日本語教育と日本語教育人材の育成



6. 犬飼 康弘(いぬかい やすひろ)

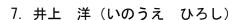
公益財団法人ひろしま国際センター研修部 日本語常勤講師 文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師

(平成28~29、令和元年度)

一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー

<専門分野>

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、日本語教師の育成



明治大学・国際日本学部 兼任講師

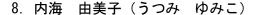
元 一般社団法人日本経済団体連合会 秘書室長、産業第一本部長

元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

<専門分野>

外国人材の受け入れ施策、多文化共生施策、地域活性化施策、

製造業を中心としたグローバル経営とそのための人材の育成、活用方策



山形大学学術研究院 教授

<専門分野>

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、日本語教師の育成

9. 遠藤 知佐(えんどう ちさ)

大阪大学・立命館大学 非常勤講師

前 公益財団法人兵庫県国際交流協会 日本語教育指導員

前 「兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

総括コーディネーター

<専門分野>

地域の日本語教育、ボランティア・日本語教師の育成、留学生教育

10. 御舘 久里恵 (おたち くりえ)

鳥取大学教育支援・国際交流推進機構国際交流センター 准教授 文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 27 年度)

一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー

<専門分野>

教室活動・教室談話、地域日本語教育の在り方、日本語教育人材の育成











11. 各務 眞弓(かかむ まゆみ)

特定非営利活動法人可児市国際交流協会 事務局長 特定非営利活動法人可児市 NPO 協会 理事 岐阜県多文化共生推進委員

<専門分野>

多文化共生に関する講義、外国につながる子供若者支援、子供の支援



12. 神吉 宇一(かみよし ういち)

武蔵野大学グローバル学部 准教授

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

公益社団法人日本語教育学会 副会長

文化庁都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 講師 (平成 29 年度)

<専門分野>

日本語教育政策、地域における日本語教育、就労者に対する日本語教育



13. 菊池 哲佳 (きくち あきよし)

一般社団法人多文化社会専門職機構認定 多文化社会コーディネーター 公益財団法人仙台観光国際協会 国際化事業部多文化共生課

一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー

文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 28~令和元年度)

<専門分野>

地域日本語教育コーディネーターの育成、地域日本語教育事業の企画・立案



14. 近藤 徳明(こんどう のりあき)

公益財団法人京都府国際センター 事業課長

一般財団法人自治体国際化協会 認定多文化共生マネージャー

<専門分野>

地域における日本語教育、日本における外国人住民の現状、日本語学習 支援者の育成



15. 島田 徳子(しまだ のりこ)

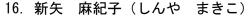
武蔵野大学グローバル学部 教授

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

<専門分野>

日本語学習環境デザイン、教材開発、日本語教師研修、

異文化コミュニケーション



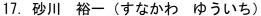
大阪産業大学国際学部 教授

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 企画・評価会議委員(平成29年度~令和3年度) 文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師

(平成 24~27 年度、令和 3 年度)

基礎教育保障学会 常任理事/日本社会教育学会 全国理事 〈専門分野〉

地域日本語教育、日本語教員養成、成人基礎教育、多文化教育、 留学生への日本語教育



群馬大学 名誉教授

前 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター 所長 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 外部評価委員会委員

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 企画・評価会議委員(平成 26~30 年度)

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業 企画・評価会議委員(平成30年度) 〈専門分野〉

地域における日本語日本事情(日本文化)教育、留学生に対する日本語 日本事情(日本文化)教育

18. 春原 直美(すのはら なおみ)

公益財団法人長野県国際化協会 副理事長

前 長野県多文化共生相談センター センター長兼総括相談員

<専門分野>

地域における日本語教育、人材の育成、多文化共生

19. 関口 明子(せきぐち あきこ)

公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT) 理事長

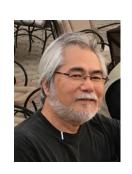
公益社団法人日本語教育学会 監事

公益財団法人アジア福祉教育財団 定住支援プログラム日本語教育参与 〈専門分野〉

地域における日本語教育、年少者に対する日本語教育、研修生、 技能実習生等働く外国人への日本語教育、日本語教育人材の育成











20. 仙田 武司(せんだ たけし)

公益財団法人しまね国際センター 多文化共生推進課長 文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 27 年度) 一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー <専門分野>



地域における日本語教育、「やさしい日本語」の普及、多文化共生

21. 髙柳 香代 (たかやなぎ かよ)

多文化共生ネット・九州 主宰

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

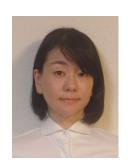
一般社団法人多文化社会専門職機構認定 多文化社会コーディネーター

元 公益財団法人宮崎県国際交流協会

国際交流コーディネーターおよび多文化共生アドバイザー

<専門分野>

地域における日本語教育、日本語学習支援者の育成、地域内連携



22. 財部 仁子(たからべ さとこ)

神戸 YMCA 学院専門学校日本語学科 専任講師 元 公益財団法人兵庫県国際交流協会 日本語教育指導員 <専門分野>

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、日本語教室の 立ち上げ、日本語教師・日本語学習支援者の育成



23. 土井 佳彦 (どい よしひこ)

NPO 法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事
NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事
一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー
文化庁都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 講師 (平成 30 年度)
文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 29~30 年度)
<専門分野>

地域における日本語教育、日本語教育人材の育成、指針・計画等策定



#### 24. 中東 靖恵(なかとう やすえ)

岡山大学学術研究院社会文化科学学域·准教授

岡山県総社市日本語教育事業 運営委員兼コーディネーター

文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 29 年度)

文化庁空白地域解消推進協議会 講師(令和2年度)

<専門分野>

地域における日本語教育、やさしい日本語の普及、地域住民への実態調査



#### 25. 長尾 晴香 (ながお はるか)

一般社団法人 ViVarsity 代表理事

株式会社 link design lab 代表取締役

- 一般社団法人多文化社会専門職機構認定 多文化社会コーディネーター
- 一般財団法人自治体国際化協会 認定多文化共生マネージャー

<専門分野>

地域の多文化共生における連携、日本語教育人材の育成



#### 26. 西原 鈴子 (にしはら すずこ)

特定非営利活動法人日本語教育研究所 理事長

- 前 独立行政法人国際交流基金日本語国際センター 所長
- 元 文化審議会 会長
- 元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

<専門分野>

地域における日本語教育、日本語教育人材の育成、言語政策、多文化共生



#### 27. 平高 史也(ひらたか ふみや)

愛知大学文学部 特任教授

慶應義塾大学 名誉教授

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

企画·評価会議委員(平成 19 年度~平成 26 年度)

<専門分野>

地域における日本語教育、留学生に対する日本語教育、多文化共生



28. 深江 新太郎 (ふかえ しんたろう)

NPO 多文化共生プロジェクト 代表

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 実施責任者(福岡市・近隣地域、平成28年度~30年度、令和2年度) 福岡県・日本語教育環境整備事業 アドバイザー、コーディネーター (令和2年度~)



<専門分野>

地域における日本語教育、日本語教育人材の育成、日本語学校の教務主任、 地域日本語教育コーディネーター

29. 藤井 美香(ふじい みか)

公益財団法人横浜市国際交流協会 多文化共生推進課シニアコーディネーター

一般財団法人自治体国際化協会 認定多文化共生マネージャー

<専門分野>

国際交流・多文化共生、地域における日本語教育、ファシリテーション



30. 堀 永乃(ほり ひさの)

一般社団法人グローバル人財サポート浜松 代表理事 全国市町村国際文化研修所多文化共生マネージャー養成コース 講師 一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー 文化庁空白地域解消推進協議会 講師 (平成30年度)



企業の日本語教育、地域における日本語教育、日本語教師の育成、 外国人介護職員育成



31. 幕田 順子 (まくた じゅんこ)

一般社団法人ふくしま多言語フォーラム 理事 福島大学経済経営学類 非常勤講師 元 公益財団法人福島県国際交流協会 主任主査 <専門分野>

地域における日本語教育、多文化共生、国際理解・国際交流



#### 32. 松岡 純子 (まつおか じゅんこ)

独立行政法人国際協力機構(JICA)東京センター 市民参加協力第一課 <専門分野>

地域における日本語教育、技能実習生等のコミュニケーション力強化の コースづくり



#### 33. 松岡 洋子 (まつおか ようこ)

岩手大学国際教育センター・大学院総合科学研究科教授

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー

文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成30~ 令和元年度) 岩手県防災会議委員 (平成30年度~)

<専門分野>

移民言語政策・統合政策、日本語教師の育成、多文化コミュニケーション



#### 34. 松永 典子(まつなが のりこ)

九州大学大学院比較社会文化研究院 教授

九州国際学生支援協会 副会長・事務局

独立行政法人国際協力機構(JICA)青年海外協力隊 相談役(令和4年度) 文化庁委託事業「児童生徒に対する日本語教師【初任】研修」事業

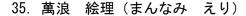
運営委員、九州沖縄ブロックコーディネーター(令和2年度)

文化庁委託事業「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

協議会委員(令和2年度)



地域における日本語教育、多文化共生教育、日本語支援者養成、留学生教育



特定非営利活動法人国際活動市民中心(CINGA) 理事

一般社団法人多文化社会専門職機構認定 多文化社会コーディネーター 公益財団法人千葉市国際交流協会委嘱 日本語教育コーディネーター 文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 30~令和元年度) 〈専門分野〉

地域における日本語教育、日本語学習支援者の育成



#### 36. 八木 浩光 (やぎ ひろみつ)

- 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団 常務理事(令和4年7月~)
- 一般財団法人自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー

<専門分野>

日本語での外国人・日本人住民の支え合う関係づくり、多文化共生の 地域づくりへ向けた地域住民への啓発



#### 37. 山田 泉(やまだ いずみ)

- 元 法政大学キャリアデザイン学部 教授
- 前 にんじんランゲージスクール 校長
- 元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

<専門分野>

地域における多文化共生の在り方提案、生活者に対する日本語教育、 日本語学習支援者の育成、マジョリティー社会側の共生能力育成の提案



#### 38. 山田 智久(やまだ ともひさ)

西南学院大学外国語学部 教授

札幌市多言語総合相談窓口意見交換会議委員(平成30年度)

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツ の作成・提供業務」等 有識者会議委員(平成30~令和3年度)



ICT 活用授業、日本語教師の教育、教師のスキルトレーニング、協働学習



#### 39. 結城 恵 (ゆうき めぐみ)

群馬大学 大学教育·学生支援機構 教授 (兼担)情報学部·社会情報学研究科 教授

群馬大学 キャリアサポート室 室長

国家資格キャリアコンサルタント

元 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 委員

<専門分野>

産学官連携、多文化共生推進のためのコミュニケーション教育、

ビジネスコミュニケーション



40. 吉田 聖子 (よしだ せいこ)

公益財団法人川崎市国際交流協会 評議員

人材育成コーディネーター

<専門分野>

日本語教育人材の育成、多文化共生の人材育成、日本語教室の立ち上げ、 多様な実践現場の実例紹介



41. 米勢 治子(よねせ はるこ)

東海日本語ネットワーク 副代表

愛知県立大学 非常勤講師

文化庁地域日本語教育コーディネーター研修 講師 (平成 22~26 年度)

文化庁都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修講師(平成 26~28 年度)

<専門分野>

地域における日本語教育、日本語教師・日本語学習支援者の育成、

多文化共生



合計 41 名

### 助言可能な内容

番号	氏名	施策立案	企業等との 連携	教室立ち上 げの方法	教育内容	人材育成	ICT の活用	国際交流・ 多文化共生	その他
1	阿部 仁美	0		0	0	0	0	0	
2	池田 誠		0	0		0		0	難民、避難民、及び外国人 受入れ時の日本語教育、教 育、就労、生活支援
3	石津 みなと	0		0	0	0			
4	磯村 美保子			0	0	0		0	
5	伊東 祐郎	0	0	0	0	0		0	
6	犬飼 康弘	0		0	0	0			
7	井上 洋	0	0					0	地元の関係機関、大学との 連携の在り方等
8	内海 由美子			0	0	0			
9	遠藤 知佐	0	0	0	0	0	0	0	
10	御舘 久里恵			0	0	0	0		
11	各務 眞弓			0		0		0	
12	神吉 宇一	0	0	0	0	0		0	
13	菊池 哲佳	0		0		0	0	0	
14	近藤 徳明	0		0		0		0	
15	島田徳子	0	0	0	0	0	0	0	
16	新矢 麻紀子	0		0	0	0		0	他部署、他機関との連携・ 協働
17	砂川 裕一				0	0		0	
18	春原 直美			0	0	0		0	地域の多文化共生社会の 推進
19	関口 明子		0	0	0	0		0	
20	仙田 武司	0		0	0	0		0	
21	髙栁 香代	0		0		0		0	
22	財部 仁子	0		0	0	0	0		
23	土井 佳彦	0	0	0	0	0	0	0	
24	中東 靖恵	0		0	0	0	0	0	
25	長尾 晴香		0	0		0	0	0	
26	西原 鈴子	0	0	0	0	0		0	
27	平高 史也	0			0			0	
28	深江 新太郎	0	0	0	0	0			
29	藤井 美香	0		0		0		0	
30	堀 永乃	0	0	0	0	0		0	企業等への働きかけ (連携、資金提供等)
31	幕田 順子	0	0	0		0		0	

32	松岡 純子	0	0	0	0	0	0	0	就労におけるコミュニケ ーションカアップのコー スデザインと評価
33	松岡 洋子	0		0	0	0		0	
34	萬浪 絵理			0	0	0	0	0	
35	松永 典子	0		0	0	0	0	0	
36	八木 浩光			0		0		0	地域づくり
37	山田泉			0	Δ	0		0	外国人等との共生社会の 構築の在り方への提案
38	山田 智久					0	0		
39	結城 恵	0	0	0	0	0	0	0	外国人留学生の活用
40	吉田 聖子	0		0	0	0	0	0	
41	米勢 治子	0	0	0	0	0	0	0	

# 令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 企画・評価会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

\*\*\* いずみ たか ひろ 大 泉 貴 広

公益財団法人宮城県国際化協会総括マネージャー

栗 又 由 利 子

株式会社きぼう国際外語学院教務主任

新矢麻紀子

大阪産業大学教授

tabら やま ゆう じ **俵 山 雄 司** 

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学准教授

<sup>なか がわ ゆう じ</sup> 中 川 祐 治

大正大学准教授

#### 「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業実施要綱

平成30年2月15日 文化庁長官決定 平成30年12月20日 令和2年12月24日 令和3年11月16日 一 部 改 正

(目的)

第1 本事業は、「生活者としての外国人」のための日本語教室が設置されていない国内の地域(以下、空白地域)に居住している外国人等が、日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう、日本語教室の設置を促すと共に、日本語教室の設置が困難な地域であっても日本語学習が可能となるよう、ICTを活用した日本語学習コンテンツの開発・提供等を行うことにより、日本語学習環境の整備を図ることを目的とする。

#### (事業区分と業務内容)

- 第2 本事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。
  - 地域日本語教育スタートアッププログラム日本語教室が設置されていない地方公共団体に対する日本語教育に関する専門的知識を有する者の派遣による指導助言及び当該地域での環境整備。
  - 二 ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・ 提供

日常生活に必要な日本語をICTを活用し独学できる学習コンテンツの開発及びその提供、調査研究等を行う業務。

三 空白地域解消推進セミナー

日本語教室が設置されていない地方公共団体の職員を対象に、空白地域解消に関する 先進事例の紹介を行ったり日本語教室の設置に関する課題について協議等を行うセミナーを開催。

四 日本語教室開設に向けた研究協議会

空白地域解消に向けて、空白地域が多い都道府県やこれまで地域日本語教育スタートアッププログラムを活用したことが無い市町村が多い都道府県を対象に、域内の市町村に当プログラムの活用を促すとともに、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するため行う協議会を開催。

#### (事業の決定及び実施方法)

- 第3 本事業は、それぞれ当該各号に定める方法により決定及び実施するものとする。
  - 一 地域日本語教育スタートアッププログラム
    - (1) 文化庁は、実施希望団体の中から学識経験者等から構成される「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業企画・評価会議の審査を経て、 実施団体を決定する。
  - (2) 本プログラムは文化庁が直接実施するものとする。ただし、文化庁は本プログラム

の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。

二 ICTを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習コンテンツの開発・ 提供

文化庁は本業務の実施に当たり、業務を委託できるものとする。

#### 三 空白地域解消推進セミナー

本業務は、文化庁が実施するものとする。ただし、文化庁は本業務の実施に当たり、業 務の一部を委託できるものとする。

#### 四 日本語教室開設に向けた研究協議会

本業務は、文化庁が実施するものとする。ただし、文化庁は本業務の実施に当たり、業 務の一部を委託できるものとする。

#### (実施の期間)

第4 本事業の実施期間は、当該年度の範囲で別に定める。

#### (経費の負担)

第5 文化庁は、本事業の実施に当たり、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を負担 するものとする。

#### (事業の変更等)

- 第6 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の決定後に、内容に変更が生じた場合には、実施団体は、変更内容及び変更理由等を速やかに文化庁に届け出なければならない。
- 2 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の決定後に、やむを得ず 取りやめる必要が生じた場合には、実施団体は、理由等を速やかに文化庁に届け出なけ ればならない。

#### (事業の報告)

第7 第2の第1号及び第2号に定める区分に係る提案及び企画等の実施団体は、事業完了 後に実施報告書を文化庁に提出するものとする。

#### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、文化庁次長が別に 定める。